

豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(豊後高田都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	豊後高田
----	-----	---------	------

	目	次
1 都市計画の目標		
1) 豊後高田都市計画区域の特性	P 1	
2) 都市づくりの課題	P 3	
3) 基本理念	P 3	
4) 都市計画区域の範囲、規模	P 3	
5) 目標年次	P 3	
◆都市づくり概念図		
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針		
1) 判断基準	P 4	
2) 区域区分の有無	P 4	
3 主要な都市計画の決定の方針		
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	P 5	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	P 8	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	P 10	
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	P 10	
4 都市計画の相互支援と管理		
1) 役割分担と相互支援	P 12	
2) 計画の管理と継続的改善	P 13	
◆付図		

1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」 | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」 | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」 | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】 |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 | 【地域主体】 |

1) 豊後高田都市計画区域の特性

中津市、宇佐市、豊後高田市から構成される「県北広域都市圏」は、中津平野を横断する国道10号、国道213号、県道中津高田線と東九州自動車道を都市間交流軸として、中津、宇佐、豊後高田の各既成市街地を多極分散型都市構造における都市核を形成している。また、市街地の周辺には広大な田園景観が広がり、その周囲を周防灘沿岸部の海岸と背後の山地の自然が取り囲んでいる。その中で豊後高田市は、田園環境や歴史・文化資源を活かしたゆとりとうるおいのあるライフスタイルを実現する生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、大分県の北東部、国東半島の西の入り口に位置し、周囲を周防灘、宇佐市などに接し、気候的には瀬戸内海気候区に属し温暖で自然に恵まれ過ごしやすい都市である。

歴史的には、奈良・平安時代に宇佐神宮の影響を受け六郷満山と呼ばれる仏教文化が栄え、周辺の山々に多数存在する仏教寺院や関連文化財は、「仏の里」国東を象徴する遺跡で、民族行事とともに現代に伝えられている。これらは、本都市計画区域における現在の文化的形成に大きな影響を与えているとともに、多数の魅力ある観光資源となっている。

また、高度技術産業集積活性化計画の対象地域として、美しい自然と調和を図りながら高度技術産業の集積による田園工業都市づくりが進められており、新たな産業と伝統、文化、歴史の融合したまちづくりにより今後の発展が期待される都市である。

【豊後高田の景観】



—市街地中心部—



—歴史的資源（富貴寺大堂（国宝））—

2) 都市づくりの課題

道路は、国東半島を一周する国道 213 号が南北に走り、この国道から県道が放射状に伸びる体系を成しており、環状方向の道路網が不足している。今後、地域を相互に結ぶとともに観光資源などを連携する環状道路網の整備が必要である。また、宇佐国見道路においては現道利用も含めたルート検討を行い、将来に向けた広域的な都市間連携を促進するために、この実現が必要である。

中心市街地は、桂川左岸河口付近を中心に形成されているが、居住環境整備の遅れ、空き店舗の増加などによりその魅力は弱まっている。このため、現在取り組まれている昭和のまちづくりをさらに推進し、商業と観光の一体的な振興により求心力を回復させ、中心市街地機能の向上を図ることが必要である。また、郊外部の住居系用途地域では、住宅と農地の混在も見られることから土地利用の整序と良好な住環境整備を図る必要がある。

さらに、本都市計画区域内に大分北部中核工業団地が整備されており、企業誘致を積極的に行い県北・国東地域をリードする産業拠点の形成を図る必要がある。

3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、田園環境や歴史・文化資源を活かしたやすらぎとにぎわいのある交流都市の形成を目指す。このため、大分北部中核工業団地を活用した企業誘致、西国東地域における中心都市にふさわしい中心市街地の形成、豊富な観光資源の活用による観光拠点の形成を図る。また、田畠と緑に囲まれた田園環境や自然環境の中でやすらぎとゆとりが感じられる居住環境の形成を図る。

4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
豊後高田都市計画区域	豊後高田市	行政区域の一部	5,300ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

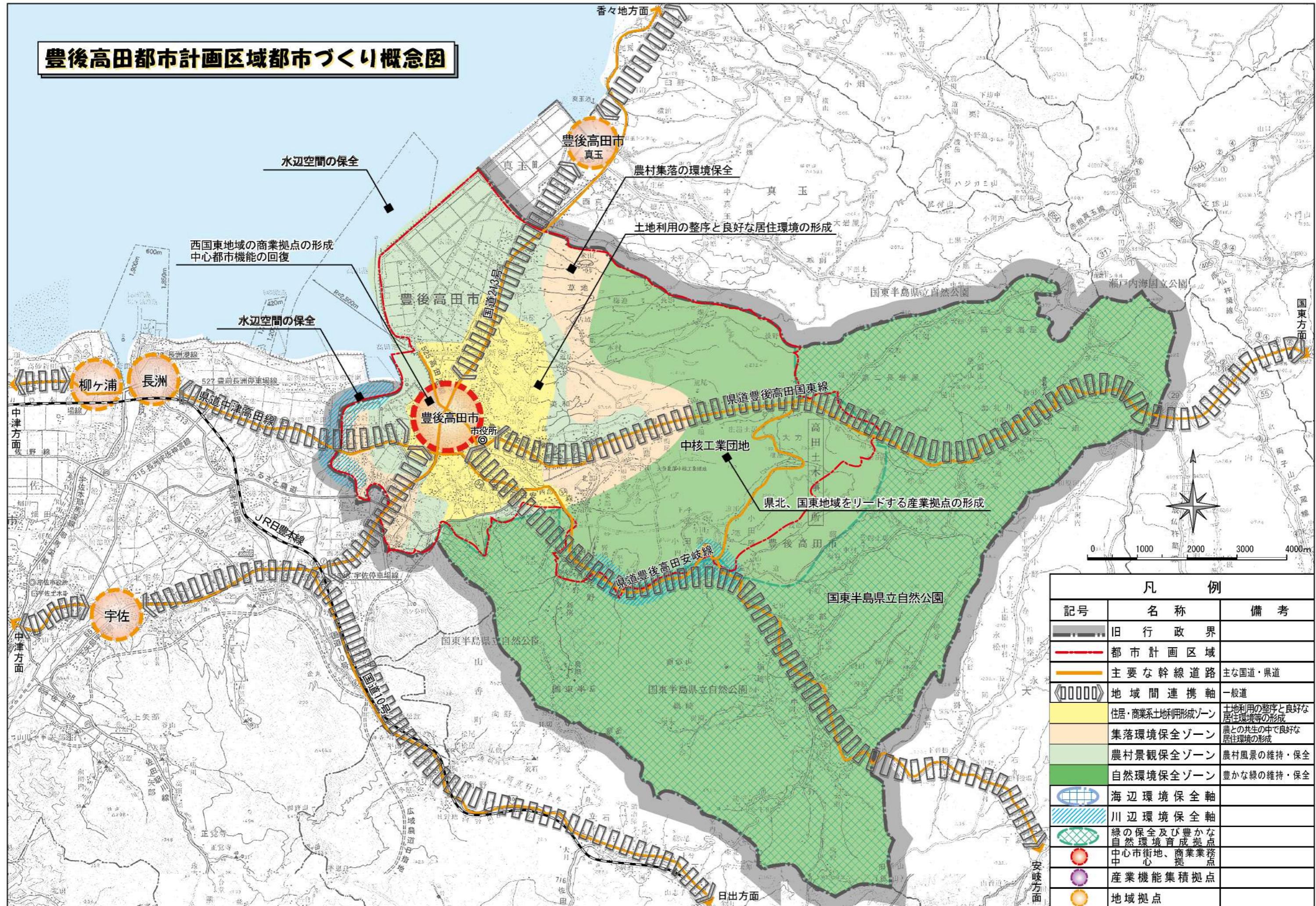
5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年

豊後高田都市計画区域都市づくり概念図



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

2) 区域区分の有無

① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化の傾向はみられず、都市の求心力も弱い。また、農地の多くは農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、今後も関係機関との連携により保全は可能であることなどから無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。さらに、中心市街地活性化基本計画や土地区画整理事業の実施などにより、用途地域内への計画的な人口誘導に努めている。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外（白地地域）における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 商業、業務地

西国東地域の中心都市にふさわしい商業拠点の形成を図るため、高田・玉津地区及び国道 213 号沿道地区に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、商業地の活性化と商業施設の集積を図る。

このうち、高田・玉津地区は、昭和 30 年代をテーマとしたまちづくりが進められている。このような中、平成 19 年 5 月の中心市街地活性化基本計画の認定を受け、今後さらにこの活動を推進し、古きよき昭和時代を醸し出すまちなみの保全に考慮しながら、都市環境の整備を進め商業機能と観光産業の充実と拡大に努める。

また、国道 213 号、県道中津高田線沿道地区は、沿道型店舗の立地が進んでおり中心市街地との役割分担のもと道路混雑や沿道景観に留意しながら商業施設の集積を図るとともに、中心市街地活性化基本計画区域外のその他の商業地についても、地区の特性を活かした魅力ある商業地の形成を図る。

行政管理中枢機能を有し官公庁施設の集積がある御玉地区では、今後とも業務機能の充実に努める。

イ 工業地

高度技術産業集積活性化計画の中核施設として、優れた立地条件と恵まれた周辺環境を備えた、大分北部中核工業団地などを工業地として配置し、積極的な企業の誘致を図る。

ウ 住宅地

本都市計画区域では、用途地域内人口が増加傾向にある。今後とも、中心市街地の活性化などを促進するため、商業地の周辺に住宅地を配置し、良好な居住環境と定住人口の確保に努める。このうち都市基盤整備の不十分な住宅地については、その改善を図り良好な居住環境の形成に努める。また、土地区画整理事業が完了した御玉地区においては、住宅建設の促進を図り、良好な住宅地としての形成に努める。



—良好な住宅地の整備イメージ—

② 土地利用の方針

ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

桂川河口北部に位置する工業地については、工業系の土地利用が進んでいないことから、今後の土地利用動向をみながら、必要に応じて用途地域の再検討を行う。

イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

市街地内では、生活道路、公園などの整備により居住環境の改善や魅力ある都市環境の整備を進める。また、土地区画整理事業が完了した地区においては、住宅建設の促進を図るとともに地区計画や建築協定などの導入により良好なまちなみが維持できるよう努める。さらに、農地や未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、農林漁業との調和を図った上で必要に応じて土地区画整理事業などの導入を検討し、計画的に良好

な居住環境の維持・形成に努める。

ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えるとともに、自然環境の保全やレクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。また、桂川、寄藻川の良好な河川環境や丘陵地の良好な樹林地の保全に努める。

エ 優良な農地との健全な調和に関する方針

呉崎地区など市街地周辺の農地は、そのほとんどが農用地区域に指定され干拓事業などにより農業生産基盤の整備がなされ優良な農地を形成しており、今後とも保全に努める。

オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流や急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るために、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

優れた自然環境は将来に受け継がなければならない財産である。桂川は都市の緑を形成する骨格軸であり、水質の保全・浄化とともに市街地との近接性を活かした河川空間の活用と保全を積極的に推進する。また、仏教文化を伝える遺跡などとともに存在する丘陵地の緑地など、良好な自然が残る地域の保全に努める。

キ 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

市街地周辺や幹線道路沿道に立地する集落地では、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な規制・誘導を行い、良好な集落環境の保全に努める。

ク 大規模集客施設^{*1}の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則り、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

(*1) 大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は国東半島の西の入り口に位置し、主要な交通体系として国道 213 号、県道中津高田線、県道豊後高田安岐線及び県道豊後高田国東線など主要幹線道路からなる陸上交通網が、また、海上交通基地として高田港が配置され、西国東地域における交通の拠点となっている。さらに、宇佐国見道路については、国道 213 号の現道利用も含め、今後具体的なルートについて検討を行う。

日常生活において自動車交通への依存度が高いことや、今後も西国東地域における中心都市として周辺都市との結びつきが強まること、さらに広域交通網の整備による業務、観光の活発化による交通量の増大が予想されることなどから、区域内の幹線道路整備によって円滑な自動車交通の確保を図る。併せて、既存の公共交通の利用促進を図るとともに、コミュニティバスなどの地域の実情に応じた移動ネットワークの形成を進める。

また、六郷満山ゆかりの寺院などの歴史的遺産や、海と山の自然景観、温泉など貴重な観光資源が点在しているが、これらの連携は十分とは言えず、これらを結ぶ道路網の整備を図る。さらに、市街地内では、ゆとりある歩道、植樹や防災空間の確保に努め歩行者の安全、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成 21 年度末現在 36.9% である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
主要幹線道路	<p>本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。</p> <p>国道 213 号（都市計画道路 3・4・1 田笛橋入津原線） 県道中津高田線（都市計画道路 3・4・3 水崎石部線） 県道豊後高田安岐線（都市計画道路 3・4・2 金谷上北線） 県道豊後高田国東線（都市計画道路 3・5・5 御玉高田港線、3・4・3 水崎石部線）</p>
都市幹線道路	<p>主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。</p> <p>都市計画道路 3・4・6 中之島石部線 都市計画道路 3・4・7 御玉・来縄新地線 都市計画道路 3・4・8 水取・田笛橋線</p>

c 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 别	路線名
道 路	<p>都市計画道路 3・4・3 水崎石部線（県道中津高田線外 1 路線、市道算所内 2 号線外 2 路線） 都市計画道路 3・4・6 中之島石部線（市道入津中の島線外 1 路線） 都市計画道路 3・4・7 御玉・来縄新地線（市道縄線外 1 路線）</p>

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、都市の健全な発展と衛生的・文化的な都市生活を確保するため、汚水処理施設の整備や雨水排除対策を推進する。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 691ha、計画処理人口 6,908 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 691ha のうち平成 21 年度末現在 485ha が供用開始している。今後とも、平成 21 年度に策定した豊後高田市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量 50mmに対応する河道整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

市街地は、公共下水道により整備を行うものとし、公共下水道計画区域外の地域については、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

また、河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために計画的に河川改修を推進し防災に万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする下水道及び河川は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	豊後高田市公共下水道（高田処理区）
河川	桂川

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

平成 21 年度末現在、主要な都市施設として、豊後高田クリーンセンター、豊後高田ゴミ清掃工場が各 1 箇所配置されている。今後はこれらの施設のうち処理能力の不足や老朽化が著しい施設などについて、新たな施設の整備又は拡充などを図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成 21 年度末現在、豊後高田市役所などの官公庁が集積する御玉地区で土地区画整理事業が 1 地区完了している。今後、居住環境の改善が必要となっている古くからの市街地や未利用地や農地が介在し都市基盤整備の不十分な用途地域では、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

本都市計画区域は、周囲を国東半島県立自然公園に囲まれるとともに、多くの歴史的遺産、水、緑、田園景観に恵まれた豊かな自然環境下にある。今後ともこの豊かな自然環境を失うことなく、さらに優れた魅力的なものとして次なる世代に引き継いでいく。また、

住民の全体の憩いと交流の場となる都市公園の整備、拡充、まちなみゆとりとうるおいをもたらす緑の維持、保全を推進し新たな緑の創出を図る。

b 主要な緑地の配置方針

ア 環境保全系統

東部に広がり国東半島県立自然公園に連なる樹林地は、市街地後背の貴重な自然緑地として位置づけ保全に努める。また、桂川、寄藻川、周防灘などの水辺環境は地域の骨格をなす資源として、また貴重な生物の生息地として知られており、生態系保全の観点からも保全に努める。

イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置する。また、桂川沿いなどの水辺環境の整備を図り、レクリエーションの場として活用する。

ウ 防災系統

市街地の中央を流れる桂川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。

エ 景観構成系統

市街地を囲むように広がる田園風景や東部の丘陵地など良好な自然景観の保全に努める。また、周防灘、桂川、寄藻川などにより形成される良好な水辺空間を保全し、都市の環境上の軸となる景観形成に努める。丘陵地に存在する神社仏閣については、地域のシンボル景観としての活用を図る。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 21 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園はない。今後必要に応じて都市基幹公園の配置・整備を図る。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地に点在する社寺林は市街地内の貴重な樹林であり、特別緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図る。工業系用途地域の工場の緑地は、緩衝地として緑地の存続を図る。また、本都市計画区域東部の丘陵地は、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

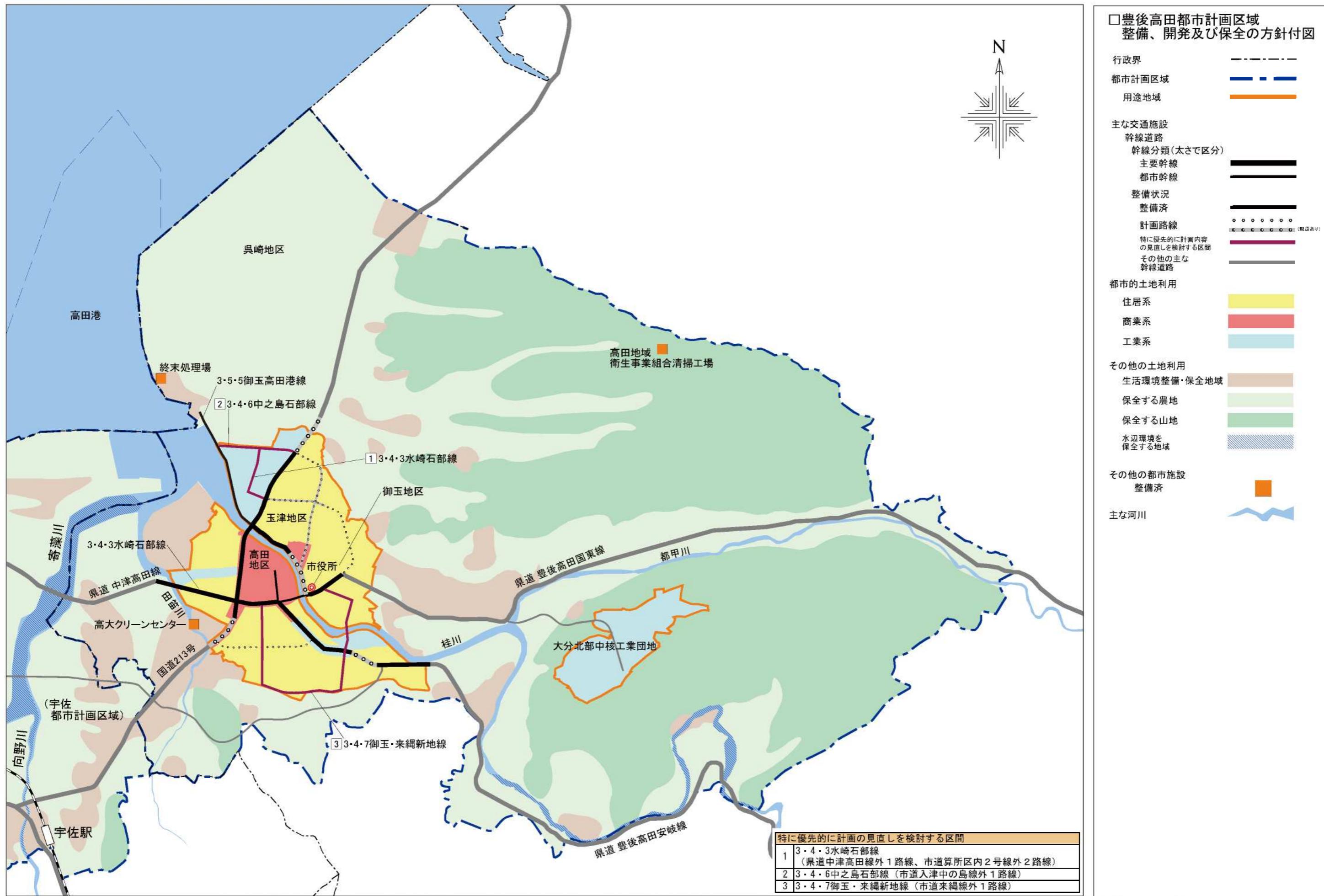
④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



特に優先的に計画の見直しを検討する区間	
1	3・4・3水崎石部線 (県道中津高田線外1路線、市道算所区内2号線外2路線)
2	3・4・6中之島石部線 (市道入津中の島線外1路線)
3	3・4・7御玉・来縄新地線 (市道来縄線外1路線)

※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の（ ）内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。

500m 0 500 1000 1500